

## 埼玉県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱の一部改正について

### 1 主な改正事項

- ・「異議申立て」を「審査請求」に改正する。
- ・審査請求ができる期間を「60日」から「3か月」に改正する。
- ・介護保険法施行令第4条第1項「10号」を「9号」に改正する。

### 2 新旧対照表

改正案（新）	改正前（旧）
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第4条第1項<u>9</u>号の規定に基づく福祉用具専門相談員指定講習（以下「講習」という。）、の指定手続きについて、政令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護保険法施行規則第22条の33第2号に定める講習の内容（平成18年3月厚生労働省告示第269号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、当該講習事業者の指定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の要件等)</p> <p><b>第2条</b> 政令第4条第1項<u>9</u>号の規定による福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「事業者」という。）の指定及び当該事業者が実施する講習の指定については、指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請により、行うものとする。</p> <p>2～6（略）</p> <p>第3～第14（略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第4条第1項<u>10</u>号の規定に基づく福祉用具専門相談員指定講習（以下「講習」という。）、の指定手続きについて、政令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護保険法施行規則第22条の33第2号に定める講習の内容（平成18年3月厚生労働省告示第269号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、当該講習事業者の指定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の要件等)</p> <p><b>第2条</b> 政令第4条第1項<u>10</u>号の規定による福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「事業者」という。）の指定及び当該事業者が実施する講習の指定については、指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請により、行うものとする。</p> <p>2～6（略）</p> <p>第3～第14（略）</p>

改正案（新）	改正前（旧）
<p>様式 1</p> <p style="text-align: center;">埼玉県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定申請書</p> <p style="text-align: right;">発 番 日 付</p> <p>(あて先) 埼玉県知事</p> <p style="text-align: right;">申請法人等所在地 申請法人等名 代表者職・氏名 印</p> <p>介護保険法施行令第4条第1項第9号に基づく福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 受講生募集開始予定年月日 平成 年 月 日</p> <p>2 講習開始予定年月日 平成 年 月 日</p> <p>3 事務責任者氏名</p> <p>4 添付資料</p> <p>(1) 学則・運営規定</p> <p>(2) 使用教材の一覧表</p> <p>(3) 修了証明書の見本</p> <p>(4) 講師一覧表</p> <p>(5) 講師履歴書</p> <p>(6) 申請者の概要を示す書類(パンフレット等)</p> <p>(7) 申請者の直近の決算書(貸借対照表を含む)</p> <p>(8) 申請者の定款、寄附行為等の組織としての規約</p>	<p>様式 1</p> <p style="text-align: center;">埼玉県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定申請書</p> <p style="text-align: right;">発 番 日 付</p> <p>(あて先) 埼玉県知事</p> <p style="text-align: right;">申請法人等所在地 申請法人等名 代表者職・氏名 印</p> <p>介護保険法施行令第4条第1項第10号に基づく福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 受講生募集開始予定年月日 平成 年 月 日</p> <p>2 講習開始予定年月日 平成 年 月 日</p> <p>3 事務責任者氏名</p> <p>4 添付資料</p> <p>(1) 学則・運営規定</p> <p>(2) 使用教材の一覧表</p> <p>(3) 修了証明書の見本</p> <p>(4) 講師一覧表</p> <p>(5) 講師履歴書</p> <p>(6) 申請者の概要を示す書類(パンフレット等)</p> <p>(7) 申請者の直近の決算書(貸借対照表を含む)</p> <p>(8) 申請者の定款、寄附行為等の組織としての規約</p>

別添 年度別事業計画書(※1)

別添 講習計画書(※2)

<担当者連絡先>

担当部署

担当者名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

※1 申請日が、12月から1月までである場合には、翌年度分も添付し、2月から3月である場合には、翌年度分を添付する。

※2 申請日から4か月以内に募集を開始する予定のすべての講習について添付する。

別添 年度別事業計画書(※1)

別添 講習計画書(※2)

<担当者連絡先>

担当部署

担当者名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

※1 申請日が、12月から1月までである場合には、翌年度分も添付し、2月から3月である場合には、翌年度分を添付する。

※2 申請日から4か月以内に募集を開始する予定のすべての講習について添付する。

様式 2

埼玉県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定(不指定)通知書

発 番  
日 付

指定事業者名  
代表者職氏名 様

埼玉県知事 印

年 月 日 第 号で申請のあった福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定については、下記のとおり決定します。

記

介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)第4条第1項第9号に基づく福祉用具専門相談員指定講習事業者として指定する(指定しない)。

ただし、指定の有効期間は、年 月 日までとする。

(指定しない理由)

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

提出先 埼玉県福祉部高齢者福祉課  
住所 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
電話 048-830-3232

様式 2

埼玉県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定(不指定)通知書

発 番  
日 付

指定事業者名  
代表者職氏名 様

埼玉県知事 印

年 月 日 第 号で申請のあった福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定については、下記のとおり決定します。

記

介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)第4条第1項第10号に基づく福祉用具専門相談員指定講習事業者として指定する(指定しない)。

ただし、指定の有効期間は、年 月 日までとする。

(指定しない理由)

教 示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

提出先 埼玉県福祉部高齢者福祉課  
住所 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
電話 048-830-3232

## 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式3～15 (略)

## 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式3～15 (略)

## 3 施行期日

平成28年4月1日